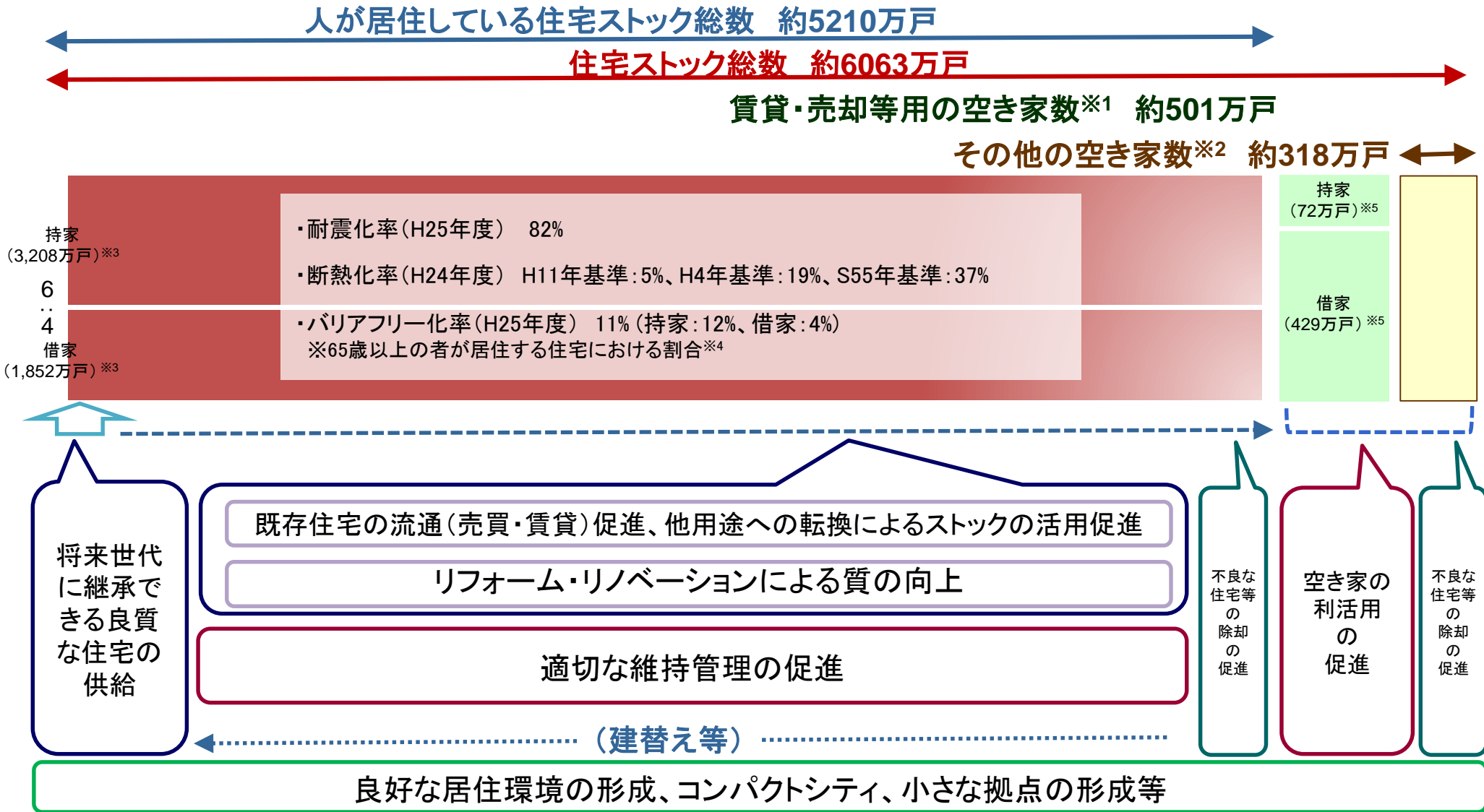


# 既存住宅ストックの活用促進を軸にした新たな住宅政策(イメージ)

参考資料1



※1 賃貸・売却等用の空き家:賃貸用、売却用、二次的住宅(別荘及びその他(たまに寝泊まりする人がいる住宅))

※2 その他の空き家:上記以外の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建替えなどのために取り壊すことになっている住宅

※3 持家が借家が「不詳」の場合を除く

※4 65歳以上の者が居住する住宅において高度なバリアフリー化(住生活基本計画(平成23年)で定めた、2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当するもの)がなされた住宅の割合

※5 賃貸・売却等用の空き家数について、持ち家の空き家戸数は売却用・二次的住宅の総数、借家の空き家戸数は賃貸用の総数としている。